

上田市内の砂防法又は河川法で定める区域で 建設を予定されている皆様へ

上田市では、良好な景観の形成に影響する一定規模の行為について、景観法の規定により市長への届出を必要としています。砂防法及び河川法の規定に基づき許可等を受けて行う一定規模の行為について、景観への配慮をより一層求めていく必要があることから、景観条例施行規則を一部改正し、景観法に基づく届出対象とします。

1 景観に関する届出の概要

- (1) 景観計画区域内における届出対象行為及び規模については、景観法第16条第1項の規定により、景観条例及び同施行規則において具体的な手続きを定めています。
- (2) 届出対象行為は、**行為着手の30日前**までに届出が必要となります。
- (3) 届出対象行為のうち、一定規模以上の行為については、景観条例第14条で「大規模特定行為」と定め、**行為の届出の30日前（行為着手の60日前）**までに事前協議書の提出が必要となります。

2 改正内容

景観法に基づく届出を要しない行為を規定している上田市景観条例施行規則第6条から、以下の規定を削除します。

第1項 砂防法の規定に基づき許可を受けて行う行為

第5項 河川法の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為

3 改正の施行日

令和6年4月1日（令和6年5月2日以後に着手する行為が届出の対象です）

4 その他

- 〈届出が必要になる行為の例〉※景観計画で定める届出対象規模を超える行為
- ・砂防法で定める砂防指定地内に工作物等を建設する場合
 - ・河川法で定める河川区域、河川保全区域内に工作物等を建設する場合 など

問合せ先：長野県上田市都市計画課 公園緑化景観担当

TEL 0268-23-5127（直通）